

公益財団法人郡山市文化・学び振興公社補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人郡山市文化・学び振興公社の安定的な運営を支援するため、公益財団に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益財団 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社
- (2) 公益財団就業規則 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社就業規則（昭和59年10月1日制定）
- (3) 公益財団退職手当支給規程 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社職員の退職手当支給規定（平成3年12月21日制定）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象は、公益財団就業規則第29条に規定する退職手当に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、公益財団退職手当支給規程第3条により算出された額を上限とし、予算の範囲内で定める。

(交付の申請)

第5条 公益財団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第8条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(実績報告)

第9条 公益財団は、事業が完了したときは、速やかに規則第14条の規定により、市長に実績を報告するものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金

の額を確定し、速やかに規則第条に規定する補助金等交付額確定通知書により公益財団に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。